

尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱

(平成27年7月1日改正後全文)

(目的)

第1条 この事業は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要である障害者等に、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う（以下「日中一時支援サービス」という。）。

(事業の種類)

第3条 当該事業は、第4条以下にいう「日中一時支援型」と尼崎市心身障害児及び知的障害者一時保護者事業実施要綱に定める「一時保護者事業（日中型）」に類型化し、それぞれの要綱のもと実施する。

(指定事業者の登録)

第4条 前条に掲げる日中一時支援型（以下「日中一時支援」という。）事業を運営するため指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、短期入所事業者の指定を受けている者でなければならない。ただし、平成18年9月末日現在、短期入所の指定事業所として指定を受けている者で、平成18年4月以降9月末日までの間で、尼崎市から短期入所の決定を受けている者が、日中利用を行った実績のある事業所については、その後、短期入所事業所の指定を受けなくなっても、なお当分の間、登録の申請を行うことができる。

2 申請者は、指定登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款
- (2) 従業員の勤務体系及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所の平面図
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 第2種社会福祉事業を実施できることを証明する書類
- (6) 管理者の経歴書
- (7) 運営規程
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に準じて、申請者の事業実施能力を十分審査して、指定が適当と認める場合につき指定登録通知書を交付するものとする。

4 指定登録を受けたもの（以下「指定事業者」という。）が、第2項の規定に関する書類の記載内容に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

5 指定事業者は、事業の運営を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止

の日の一月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(指定の更新)

第5条 前条の指定事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者の基準)

第6条 指定事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）（以下「基準省令等」という。）で定める指定短期入所事業者の基準に準じて、当該日中一時支援サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定事業者は、基準省令等で定める指定短期入所事業者の基準に準じて、日中一時支援サービスを提供しなければならない。

(指定事業者の責務)

第7条 指定事業者は、日中一時支援の開始に際して、あらかじめこの事業の利用の決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この事業の利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

(報告及び調査等)

第8条 市長は日中一時支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しくは利用者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告もしくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は日中一時支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、日中一時支援サービス等を行った者に対し、その行った日中一時支援サービスの実施等に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定事業者もしくは指定事業者の従業者若しくは指定事業者であった者等に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくはその他物件を検査させることができる。

3 前項において、指定事業者の日中一時支援サービスの実施等に関して適当でないと思われる部分があるときは、当該指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

4 第2項の規定による質問を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定事業者の登録を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定事業者が、法第50条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき
 - (2) 指定事業者が、日中一時支援サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき
 - (3) 前条第3項の規定に基づく改善指導に従わないとき
- (利用対象者)

第10条 本市に住所を有する障害者等で、次の各号のいずれかに該当するものとするものであって、短期入所の支給決定を受けている者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けること等が、医師の診断書（別紙様式1号）で確認できる者

(申請)

第11条 この事業の利用者等は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 移動支援 日中一時支援)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。なお、前条第4号に該当する者は別紙様式1号の診断書を申請書に添付しなければならない。

(利用決定)

第12条 市長は、前条の申請があった場合は、尼崎市自立支援認定調査票に基づき調査を行い、利用の可否を決定し、利用が適当な場合は利用決定通知書又は利用却下通知書により利用者等に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用を決定した場合は、障害福祉サービス受給者証兼地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を利用者等に交付するものとする。

(変更申請)

第13条 前条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、利用変更申請書を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その可否について利用変更決定通知書により通知するものとする。

(資格喪失)

第15条 第12条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において、この利用資格を喪失する。

- (1) 利用決定に係る障害者等が、死亡したとき。

- (2) 利用決定した障害者等が、有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき。(但し、居住地特例による住所変更を除く。)
- (3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。
- (4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (5) 利用者等が自らこの利用資格の喪失を届け出たとき。
- (6) 利用決定に係る障害者が、この事業を利用する必要がなくなったと市長が認めるとき。
(受給者証の再交付の申請)

第16条 受給者証を紛失又は破損した場合は、再交付申請書により再交付を申請するものとする。

(給付費の支給)

第17条 市長はこの事業の利用者等に対し利用決定の有効期間内において、指定事業者から日中一時支援サービスを受けたとき(利用決定を受けた支給量の範囲に限る)は、その要した費用について、日中一時支援サービス給付費(以下「給付費」という。)を支給する。

2 市長は、利用者等が指定事業者から日中一時支援サービスを受けたときは、当該利用者等が当該指定事業者を支払うべき当該日中一時支援サービスに要した費用について、給付費として当該利用者等に支給すべき限度において、当該利用者等に代わり、当該指定事業者を支払うこと(以下「代理受領」という。)ができる。

3 給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 別表1の単価により算定した費用

(2) 第19条に規定する利用者負担上限月額(当該利用者負担上限月額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

(代理受領)

第18条 前条の規定により代理受領を行う指定事業者は、請求書に提供実績記録票を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、指定事業者から利用実績があった日の属する月の翌月10日(その日が尼崎市の休日の場合はその前の日)までに請求がなされた分について、利用実績があった日の属する月の翌々月末日までに行うものとする。

(利用者負担上限月額)

第19条 利用者負担額の上限月額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 利用対象者が生活保護世帯に属する場合 0円

(2) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、利用対象者の年収(利用対象者が18歳未満の場合にあってはその保護者の年収)が80万円以下の場合 0円

(3) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、前号に掲げる以外の場合 0円

(4) 利用対象者(18歳以上の場合に限る。)の属する世帯が市町村民税課税世帯であって、課税されている所得割の額が16万円未満の場合 9,300円

(5) 利用対象者(18歳未満の場合に限る。)の属する世帯が市町村民税課税世帯であって

て、課税されている所得割の額が28万円未満の場合 4,600円

(6) 前5号に掲げる以外の場合 37,200円

2 前項各号において世帯とは、利用対象者が18歳以上の場合にあつては利用対象者及びその配偶者、利用対象者が18歳以下の場合にあつては利用対象者の属する世帯全員とする。
(利用者負担上限月額の特例)

第20条 前条第1項第4号から第6号に掲げる区分に該当する利用対象者が、法第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費若しくは尼崎市障害者移動支援事業実施要綱第17条に規定する給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受ける者である場合は、前条に規定する利用者負担上限月額(以下「上限月額」という。)に当該月分の介護給付費等の給付費に係る利用者負担額を加えた額の合計が上限月額を超えることのないように、上限月額を減ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第21条 市長は、偽りその他不正の手段により給付費を受けた者があるときは、その者から、その給付費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は指定事業者が、偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(資料の提供等)

第22条 市長は日中一時支援サービスに関して都道府県等が行う調査等に関して必要があると認められるときは、当該事業に関する情報提供、連携を行うことができる。また、市長が必要と認める場合には、都道府県等関係機関に協力依頼、助言等を求めることができる。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(事業所の指定に係る経過措置)

2 平成18年9月末日現在、短期入所の指定事業所として指定を受けている者で、平成18年4月以降9月末日までの間で、尼崎市から短期入所の決定を受けている者が、日中利用を行った実績のある事業所については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、日中一時支援登録申請書及び指定登録通知書を提出することにより、日中一時支援事業所として登録したものとみなす。

(日中一時支援の支給決定に係る経過措置)

3 平成18年9月末日までに短期入所の支給決定を受けているもので、平成18年4月以降、平成18年9月末日までの間で日中利用の実績のある者は、日中一時支援の支給決定を受けた者とみなす。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の利用者負担上限月額については、本要綱施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(別表1)

尼崎市日中一時支援事業単価表(平成21年4月1日現在)

	区分	4時間以下	4時間超え8時間以下	8時間超える
障害者	区分6	2,350	4,710	7,070
	区分5	2,000	4,010	6,010
	区分4	1,650	3,300	4,960
	区分3	1,480	2,970	4,460
	区分2・1	1,290	2,590	3,890
	医療施設	6,360	12,720	19,080
	遷延性	3,710	7,420	11,130
	食事提供	440	440	440
児童	区分3	2,000	4,010	6,010
	区分2	1,570	3,140	4,710
	区分1	1,290	2,590	3,890
	医療機関	6,360	12,720	19,080
	遷延性	3,710	7,420	11,130
	食事提供	440	440	440

サービス内容名

障害者	4時間以下	日中一時1/4(区分1~6・医療・遷延性)
	4時間を超え8時間以下	日中一時1/2(区分1~6・医療・遷延性)
	8時間を超える	日中一時3/4(区分1~6・医療・遷延性)
	食事提供体制加算	食事提供体制加算
児童	4時間以下	日中一時1/4(区分1~3・医療・遷延性)
	4時間を超え8時間以下	日中一時1/2(区分1~3・医療・遷延性)
	8時間超える	日中一時3/4(区分1~3・医療・遷延性)
	食事提供体制加算	食事提供体制加算

様式第1号

診 断 書

(尼崎市障害者日中一時支援事業)

年 月 日生 男・女

【患者氏名】

【患者住所】

【疾病名】

【症状(障害の直接の原因となっている疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容等)】

【在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか。(本事業の利用が可能か。)]

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

印

医師の皆様へ

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)で障害のある患者を一時的に預かることにより、その患者に日中活動の場を提供したり、患者の家族の就労支援及び患者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的としています。日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要である患者に、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行います。

難病患者等につきましては、治療方法が確立していない疾患に罹患し、症状が変化し進行する等の特徴があるため、「尼崎市障害者日中一時支援事業」を利用される際には、本制度の主旨をご理解のうえ、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

※なお、この事業に関する問い合わせは保健所健康増進課へ
電話 06-4869-3053

【疾病名】